

扶養状況調査(検認)の実施について

『共済だより』3月号でお知らせしましたが、今年度は扶養状況調査(検認)を実施いたします。

この調査は、地方公務員等共済組合法に基づき、被扶養者に認定されている方が、現在も被扶養者としての要件を備えているかを確認するために行うものです。

なお、被扶養者の継続認定を行うための必要な手続きとなりますので、提出書類等早めに用意していただくとともに、検認についてご理解とご協力をお願いいたします。

また、検認の詳細については、『共済だより』6月号でお知らせいたしますが、今月号では主な内容を掲載いたします。

1 調査対象者

令和6年4月1日現在18歳以上75歳未満で、令和6年7月1日現在認定されている方全員が対象となります。

※ただし、認定年月日が令和6年4月1日以降の方は除きます。

2 調査対象期間

令和4年7月1日～令和6年6月30日

※この間に新たに認定された方は、認定日以降令和6年6月30日までの期間

※調査方法等の実施に関する詳細は、皆さまのお勤め先の共済事務担当課を通じて、別途お知らせいたします。

3 調査する事項

- ・収入がある者(パート、アルバイト等) …収入金額の確認
- ・別居している者……………毎月の送金(仕送り)確認、同居者の確認、国内居住の有無
- ・稼働能力がある者……………稼働できない理由の確認
- ・年金受給者……………年金額の確認
- ・その他……………認定状況により確認いたします。

4 調査に必要な書類

状況等に合わせて添付書類が必要となりますので、次の書類は大切に保管しておいてください。

- ・給与明細(令和4年7月～令和6年6月分)
- ・確定申告書(控) ……収支内訳書も含まれます(令和4年、令和5年分)
- ・年金決定・改定通知書または年金額支払通知書
(令和4年8月以降の年金額のわかるもの)
(障害年金・遺族年金および年金基金・企業年金も含まれます)
- ・公的機関各種届出(開業届・廃業届)
- ・各種手当金や給付金の送金通知書
- ・仕送り状況が確認できる振込明細書等(令和4年7月～令和6年6月分)
- ・その他共済組合が必要と認める書類等

なお、その他にも収入状況や仕送り状況等が確認できるものがありましたら、併せて大切に保管しておいてください。

※調査対象期間内に、新たに認定された方で、既に給与明細や仕送りにかかる認定書類を提出済となっている場合は、それ以降令和6年6月までの書類を提出してください。



5 認定取消の取扱い

検認により被扶養者の認定が認められない場合には、取消事由の発生日に遡り「被扶養者取消申告書」を提出していただきます。

なお、今回の検認で調査票・確認書類等を提出されない場合は、被扶養者資格「主として組合員の収入により生計を維持されている」ことの確認ができないため、令和4年7月1日に遡り認定取消し、資格の継続はしないことといたしますので、提出忘れのないようご注意ください。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306